

沿岸広域振興局長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年1月15日

沿岸広域振興局長 森 達也

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200511	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市社会福祉協議会田老デイサービスセンター	宮古市田老字乙部151番地29	令和2年9月30日